

平成 2 5 年 1 1 月定例会

請 願 ・ 陳 情 参 考 資 料

(平成 2 5 年 1 1 月 2 7 日)

危 機 管 理 局

受理番号 受理年月日	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
23年－19 (23.11.25)	危機管理局	島根原発1号機・2号機の 定期点検後の再稼働見合 わせと3号機の建設凍結を 求める意見書の提出について 反核・平和の火りレー鳥取 県実行委員会	○島根原子力発電所については、国の責務として、福島第一原子力発電所事故等を踏まえ安全対策の確保に万全を期するとともに、周辺地域において十分な説明を行い国民的理解が得られるよう、国に対して繰り返し強く要望している。 さらに、島根県が島根原子力発電所に関する重要な判断や回答をするに当たって、鳥取県側の意見を聞き、理解し、誠実に対応していただくことの覚書を締結（11月7日付け）した。これにより、「国への直接の要望」「安全協定に基づく意見の提出」「立地県を通じた意見の提出」の3つのチャンネルを確保した。 11月21日、中国電力から安全協定に基づき、「新規制基準の適合性確認審査の申請書提出に関する事前の報告」を受けた。 ○国に対する要望事項 【主要要望内容】 ①福島第一原子力発電所において、地下水が流れ込み、放射能汚染水として海等に流出していることを踏まえ、原子力発電所敷地外への放射性物質の拡散を抑制するため、汚染水対策に万全を期すること。 ②また、他の原子力事業者に対しても、事故時の地下水への対応、放射能汚染水の回収、処理、貯蔵及び流出防止策等を確保させるとともに、原子炉等規制法に基づく新規制基準、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力事業者防災業務計画など法的にも担保するよう措置すること。 ③福島第一原子力発電所事故の原因究明調査結果をも踏まえた国際的にも通用する新規制基準に基づき、原子力発電所の安全性を客観的に確認し、厳格な審査を行うとともに、周辺地域に十分な説明を行い国民的理解を得ること。 ④福島第一原子力発電所の原子炉とほぼ同時期に設置された同型式の原子炉を有する島根原子力発電所について、その特性を考慮した安全対策が確保されるよう厳正な審査、運用等を行うこと。 ⑤原子力発電所の耐震設計上考慮すべき活断層評価については、安全サイドに立った評価基準を策定するとともに、発電所の安全に影響を及ぼす周辺の断層を含め原子力規制委員会として改めて確認を行うこと。 ⑥原子力発電所の再稼働の判断に当たっては、地域の安全を第一義とし、立地県のみならず周辺地域の意見を聞くこと。また、安全対策の進ちよく状況等も踏まえ、国が責任を持って判断し、国民に説明すること。 ⑦原子力発電所における安全対策の確保について、周辺地域の声が反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。 【時期】平成25年1/8, 4/9, 7/2, 7/31, 10/24, 11/15 平成24年4/11, 7/13, 7/31, 10/10, 10/24 平成23年3/15, 4/20/, 7/26, 10/13, 10/20, 12/20

		○更に、本県同様の環境（原発周辺自治体）にある京都府と滋賀県を構成員とする関西広域連合及び全国知事会、近畿ブロック知事会、中国地方知事会からも国に対し同様の要望をしている。 ○なお、中国電力に対しては、県及び米子市、境港市との間で平成23年12月に締結した「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等」について、平成24年9月の原子力災害対策特別措置法の改正等により鳥取県がUPZ（緊急時防護措置準備区域）に位置づけられたことを踏まえ、原子力施設の変更計画等に係る事前了解等に関し改めて協議を行い、平成25年3月15日に立地自治体並みの運用とすることを文書で確認した。
--	--	---

受理番号 受理年月日	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
25年－27 (25.11.26)	危機管理局	島根原発の再稼働に対して 慎重な判断を行うことについて さよなら島根原発ネットワ ーク えねみら・とっとり（エ ネルギーの未来を考える 会）	○島根原子力発電所については、中国電力に対し、県民の安心・安全を図るため、安全対策の確保、地域におけるわかりやすい説明等を求めている。また、国の責務として、福島第一原子力発電所事故等を踏まえ安全対策の確保に万全を期するとともに、周辺地域において十分な説明を行い国民的理解が得られるよう、国に対して繰り返し強く要望している。 ○中国電力に対しては、県及び米子市、境港市とともに平成23年12月に締結した「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等」について、平成24年9月の原子力災害対策特別措置法の改正等により鳥取県がUPZ（緊急時防護措置準備区域）に位置づけられたことを踏まえ、原子力施設の変更計画等に係る事前了解等に関し改めて協議を行った。その結果、安全協定の運用において、平成25年3月15日に立地自治体と同様の対応を行うことを文書で確認した。 ○島根県が島根原子力発電所に関する重要な判断や回答をするに当たって、鳥取県側の意見を聞き、理解し、誠意をもって対応していただくこと等の覚書を締結（11月7日付け）した。これにより、「国への直接の要望」「安全協定に基づく意見の提出」「立地県を通じた意見の提出」の3つのチャンネルを確保した。 ○11月21日、中国電力から安全協定に基づき、「新規制基準の適合性確認審査の申請書提出に関する事前の報告」を受けた。 ○国に対する要望事項 【主な要望内容】 ①福島第一原子力発電所において、地下水が流れ込み、放射能汚染水として海等に流出していることを踏まえ、原子力発電所敷地外への放射性物質の拡散を抑制するため、汚染水対策に万全を期すること。 ②また、他の原子力事業者に対しても、事故時の地下水への対応、放射能汚染水の回収、処理、貯蔵及び流出防止策等を確保させるとともに、原子炉等規制法に基づく新規制基準、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力事業者防災業務計画など法的にも担保するよう措置すること。 ③福島第一原子力発電所事故の原因究明調査結果をも踏まえた国際的にも通用する新規制基準に基づき、原子力発電所の安全性を客観的に確認し、厳格な審査を行うとともに、周辺地域に十分な説明を行い国民的理解を得ること。 ④福島第一原子力発電所の原子炉とほぼ同時期に設置された同型式の原子炉を有する島根原子力発電所について、その特性を考慮した安全対策が確保されるよう厳正な審査、運用等を行うこと。 ⑤原子力発電所の耐震設計上考慮すべき活断層評価については、安全サイドに立った評価基準を策定するとともに、発電所の安全に影響を及ぼす

		周辺の断層を含め原子力規制委員会として改めて確認を行うこと。 ⑥原子力発電所の再稼働の判断に当たっては、地域の安全を第一義とし、立地県のみならず周辺地域の意見を聞くこと。また、安全対策の進ちょく状況等も踏まえ、国が責任を持って判断し、国民に説明すること。 ⑦原子力発電所における安全対策の確保について、周辺地域の声が反映される法的な仕組みを検討し、整備すること。 【時期】平成25年1/8, 4/9, 7/2, 7/31, 10/24, 11/15 平成24年4/11, 7/13, 7/31, 10/10, 10/24 平成23年3/15, 4/20/, 7/26, 10/13, 10/20, 12/20 ○更に、本県同様の環境（原発周辺自治体）にある京都府と滋賀県を構成員とする関西広域連合及び全国知事会、近畿ブロック知事会、中国地方知事会からも国に対し同様の要望をしている。
--	--	--

陳情（新規）

原子力安全対策課

受理番号 受理年月日	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
25年-28 (25.11.26)	危機管理局	島根原発の「新規制基準適合性審査」申請内容に関する情報公開と県民説明会を行うことについて さよなら島根原発ネットワーク えねみら・とっとり（エネルギーの未来を考える会）	○安全協定に基づき、11月21日に「新規制基準の適合性確認審査の申請内容」について、中国電力から事前の報告を受領し、11月25日に原子力安全対策プロジェクトチーム会議において説明を受けたところである。引き続き、有識者から構成される原子力防災専門家会議等において、中国電力の説明を求めることとしている。 中国電力が説明責任を果たすことが基本であり、先の原子力安全対策プロジェクトチーム会議において、中国電力に対して、住民も含めて周辺地域に対して丁寧に説明するよう強く要望したところである。 県では、「新規制基準の適合性確認審査の申請に係る事前の報告」をホームページに掲載し情報公開するとともに、原子力安全対策プロジェクトチーム会議への一般傍聴も認めているところ。 ○このように、県では、検討過程を逐次公開し、透明性を確保しながら進めているところ。 ○住民の代表である県議会と協議するとともに、米子市、境港市とも連携して検討していく。 ○なお、中国電力は、11月27日から鳥取支社及び米子営業所、広島本社7箇所で、新規制基準の適合性確認審査の申請書類を開架し情報公開するとともに、質問等に対応する体制をとっている。